



三重県公報

令和4年3月18日 (金)

第 295 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
120	医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(医療保健総務課)	2
121	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農林水産財務課)	2
122	三重県屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定の一部を改正する告示	(都 市 政 策 課)	10
公 告			
	三重県表彰規則の規定による表彰者	(障がい福祉課)	11
	同件	(競技力向上対策課)	11
	同件	(同)	11
	林業種苗法の規定による生産事業者の登録	(森林・林業経営課)	13
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	13
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(消 防 学 校)	13
	一般競争入札を行う旨	(教 育 委 員 会)	13

告 示

三重県告示第 120 号

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 4 年 3 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

医療保健部関係補助金等交付要綱（平成 30 年三重県告示第 239 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(4)の表第 20 号の項を削り、同表に次のように加える。

20	新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている介護サービス事業所等が介護サービスを継続して提供するために必要な増し経費の一部を補助することにより、介護保険制度の円滑な運営を図る。	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施に要する経費	別に定める。	介護サービス事業所・介護施設等
21	介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援補助金	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護サービス事業所・施設が、感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費を支援する。	介護サービス事業所・施設における令和3年10月1日から同年12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品の購入費用	別に定める。	別に定める。

別表 2 中第 54 号の項を第 55 号の項とし、第 26 号の項から第 53 号の項までを 1 項ずつ繰り下げ、

「

25	三重県病床転換事業費補助金	事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円（補助事業者が地方公共団体の場合は 50 万円）以上の不動産又はその従物	を
----	---------------	--	---

」

「

25	三重県病床転換事業費補助金	事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円（補助事業者が地方公共団体の場合は 50 万円）以上の不動産又はその従物	に改める。
26	新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産	

」

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の医療保健部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 3 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 121 号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 4 年 3 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 249 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表中第 13 号の項を削り、第 14 号の項を第 13 号の項とし、第 15 号の項から第 20 号の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

20	農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業費補	農業委員会が農地等担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たって、農業委員会が管内の農地等の所有者等に対して、規	定額	市町又は市町農業委員会
----	--------------------------	---	----	-------------

助金	握し、関係機関と情報共有するための体制整備を支援する。	模縮小、規模拡大等に関する意向等を迅速に把握するとともに、当該情報を速やかに市町村、農地中間管理機構等の関係機関と共有するためのタブレット端末の導入に必要な経費
----	-----------------------------	--

別表1(7)の表第11号の項(A)の欄を次のように改める。

県単基幹水利施設緊急調査・補修事業費補助金

別表1(7)の表第14号の項(A)の欄を次のように改める。

県単予防保全調査・補修事業費補助金

別表1(8)の表中第8号の項を第9号の項とし、第7号の項を第8号の項とし、第6号の項の次に次のように加える。

7	団体営農村振興総合整備事業費補助金(農山漁村振興交付金)	農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進するため、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援する。	農山漁村振興交付金交付等要綱に基づいて行う計画策定等事業に要する経費	定額	市町、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、農業者の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人又は地域協議会等
---	------------------------------	--	------------------------------------	----	---

別表1(11)の表第4号の項(C)の欄から(E)の欄までを次のように改める。

1	林業・木材産業構造改革事業				
(1)	高性能林業機械等の整備	定額(1/3、4/10又は1/2以内)	市町、効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、都道府県知事が選定した林業経営体(以下「選定経営体」という。)等		
(2)	コンテナ苗生産基盤施設等の整備 低コスト造林に資するコンテナ苗を低価格で安定的に供給する苗木生産施設等の整備	定額(1/2以内)	林業種苗法(昭和14年法律第16号)第10条に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者等		
(3)	木材加工流通施設等の整備 ア 木材加工流通施設整備 イ 森林バイオマス等活用施設整備	定額(1/2)	市町、森林組合、木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人等で事業構想に明記されているもの		
(4)	木質バイオマス利用促進施設の整備 ア 未利用間伐材等活用機材整備 イ 木質バイオマス供給施設整備 ウ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	定額(15/100、1/3又は1/2)	市町、森林組合、林業者等の組織する団体、民間事業者等		
(5)	特用林産振興施設等の整備	定額(1/2以内)	市町、森林組合、林業者等の組織する団体等		
(6)	木造公共建築物等の整備	定額(1/2、15%又は3.75%以内)	市町、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等		

		における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条に規定する公共建築物の整備主体等
(7) 林業経営体育成対策（林業機械リース支援）	定額（リース物件価格の1/3、4/10、1/2以内）	市町、選定経営体等
2 林業・木材産業成長産業化促進対策事業		
(1) 間伐材生産	定額	市町、選定経営体等
ア 「路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について」（平成30年2月1日付け29林整第713号林野庁長官通知）に定める生産基盤強化区域（以下「生産基盤強化区域」という。）内で行う不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積込その他付帯施設整備（林内作業場、土場等）		
イ 関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）		
(2) 資源高度利用型施業	定額	市町、選定経営体等
ア 生産基盤強化区域内で行う末木枝条の集材（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。）及びそれと連携して行う人工造林		
イ 関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け、鳥獣害防止施設等整備等）		
(3) 路網整備	定額	市町、選定経営体等
ア 生産基盤強化区域内で行う林業専用道（規格相当）及び森林作業道の整備		
イ 既設の林業専用道（規格相当）及び森林作業道の補強		
ウ 既設の林道施設の点検診断		
エ 関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）		
オ 航空レーザ計測		
3 地域の森林資源を生かした特用林産振興対策事業	事業費の1/2以内	人と自然にやさしいみえの安心食料表示制度の認定生産者の組織する団体等
安全安心な県産きのこについての見学会、宣伝イベントの開催等その他生産者が消費者に直接PRする活動等に要する経費		
4 先進的造林技術推進事業	定額	市町、選定経営体等
リモートセンシング技術を活用した低コスト造林を行うことを目的とした、ドローンによる早生樹苗木等運搬及びその植栽に要する経費		

別表1(11)の表第12号の項（C）の欄から（E）の欄までを次のように改める。

1 スマート林業のモデル実装	事業費の1/3以内	選定経営体等
LPWAN等のスマート技術の実装に直接必要な機械器具の整備や活動に要する経費		
2 スマート林業の全国展開に向けた導入支援		林業作業を受託している法人（分取林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に規定す
ICTを活用したスマート林業技術等の導入やオペレーター支援の育成等を支援し、スマート林業技術等の展開を図る。		

<p>(1) 林業支援サービス導入タイプ</p>	<p>1/2 以内（上限 1,000 万円）ただし、事業実施主体が以下のいずれかの場合にあつては 2/3 以内（上限 1,500 万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業受託している森林において、森林経営計画を策定済みである場合 ・木材の安定供給に係る協定を取引先と締結し、かつ、その取引先が合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）第 13 条第 1 項に規定する登録木材関連事業者である場合 ・経営の安定化を図るため、製品多角化又は I C T 等を活用した販路の多角化に新たな取り組みを行う場合 	<p>る森林整備法人を除く。）、森林組合、森林組合連合会、林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）に基づく生産事業者（個人及び個人事業主を除く。）、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）第 10 条第 1 項に規定する認定特定増殖事業者及びその認定を受ける見込みの者（個人及び個人事業主を除く。）、特用林産物を生産する法人（ただし、生産に係る作業を受託している場合に限る。）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 11 条第 1 項に規定する林業労働力確保支援センター、林業者が使用する林業用機械等をレンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって林業者に提供する者</p>
<p>(2) オペレーター支援</p>	<p>定額（上限 100 万円）</p>	<p>る森林整備法人を除く。）、森林組合、森林組合連合会、林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）に基づく生産事業者（個人及び個人事業主を除く。）、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）第 10 条第 1 項に規定する認定特定増殖事業者及びその認定を受ける見込みの者（個人及び個人事業主を除く。）、特用林産物を生産する法人（ただし、生産に係る作業を受託している場合に限る。）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 11 条第 1 項に規定する林業労働力確保支援センター、林業者が使用する林業用機械等をレンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって林業者に提供する者</p>

別表 1(12)の表第 1 号の項（C）の欄から（E）の欄までを次のように改める。

<p>1 森林環境保全整備事業 森林環境保全整備事業計画に基づき林業専用道及び林業生産基盤整備道、山村強靱化林道の開設、改良及び舗装を行うために要する経費</p> <p>(1) 林業専用道整備事業 林業専用道の開設、改良及び舗装を行うために要する経費</p> <p>(ア) 林業専用道開設</p> <p>(イ) 林業専用道改良</p> <p>(ウ) 林業専用道舗装</p> <p>(2) 森林資源循環利用林道整備事業 林業生産基盤整備道及び林業専用道の開設、改良及び舗装を行うために要する経費</p> <p>ア 林業生産基盤整備道整備事業 林業生産基盤整備道の開設、改良及び舗装を行うために要する経費</p> <p>(ア) 林業生産基盤整備道開設</p> <p>a 森林造成林道</p>	<p>本工事費等の 7/10 以内</p> <p>本工事費等の 6.5/10 以内</p> <p>本工事費等の 1/2 以内</p> <p>本工事費等の 1/2 以内</p> <p>本工事費等の 7/10 以内</p>	<p>市町、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会</p>
---	---	--------------------------------

b	峰越連絡林道	本工事費等の7/10以内	
(a)	幹線		
(b)	その他		
C	その他の林道		
(a)	過疎、振興山村指定地域に係るもの	本工事費等の7/10以内	
(b)	その他の地域に係るもの	本工事費等の6.5/10以内	
(イ)	林業生産基盤整備道改良		
(a)	幹線	本工事費等の6/10以内	
(b)	その他	本工事費等の1/2以内	
(ウ)	林業生産基盤整備道舗装		
(a)	幹線	本工事費等の2/3以内	
(b)	その他	本工事費等の1/2以内	
イ	林業専用道整備事業 林業専用道の開設、改良及び舗装を行うために要する経費		
(ア)	林業専用道開設		
(a)	過疎、振興山村指定地域に係るもの	本工事費等の7/10以内	
(b)	その他の地域に係るもの	本工事費等の6.5/10以内	
(イ)	林業専用道改良	本工事費等の1/2以内	
(ウ)	林業専用道舗装	本工事費等の1/2以内	
(3)	山村強靱化林道整備事業 山村強靱化林道の開設、改良及び舗装を行うために要する経費		
(ア)	山村強靱化林道開設		
a	森林造成林道	本工事費等の7/10以内	
b	峰越連絡林道	本工事費等の7/10以内	
(a)	幹線		
(b)	その他		
c	その他の林道		
(a)	過疎、振興山村指定地域に係るもの	本工事費等の7/10以内	
(b)	その他の地域に係るもの	本工事費等の6.5/10以内	
(イ)	山村強靱化林道改良		
(a)	幹線	本工事費等の6/10以内	
(b)	その他	本工事費等の1/2以内	
(ウ)	山村強靱化林道舗装		
(a)	幹線	本工事費等の2/3以内	
(b)	その他	本工事費等の1/2以内	
(4)	林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業 林道施設の塗膜に含まれるポリ塩化ビフェニルの調査、処理等に要する経費	本工事費等の5/10以内	
(5)	林道関連施設整備事業 作業ポイント及び接続路の整備を行うために要する経費	本工事費等の7/10以内	
2	農山漁村地域整備交付金 農山漁村整備計画に基づき森林基幹道、森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設、改良及び舗装等を行うために要する経費		市町、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会
(1)	林道開設事業 森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設を行うために要する経費		

ア 森林管理道	
a 森林造成林道	本工事費等の7/10以内
b 峰越連絡林道	本工事費等の7/10以内
(a) 幹線	
(b) その他	
c その他の林道	
(a) 過疎、振興山村指定地域に係るもの	本工事費等の7/10以内
(b) その他の地域に係るもの	本工事費等の6.5/10以内
イ 林業専用道	
(a) 過疎、振興山村指定地域に係るもの	本工事費等の7/10以内
(b) その他の地域に係るもの	本工事費等の6.5/10以内
ウ 森林施業道	
(a) 過疎、振興山村指定地域に係るもの	本工事費等の7/10以内
(b) その他の地域に係るもの	本工事費等の6.5/10以内
(2) 森林基幹道整備事業 森林基幹道の開設、改良及び舗装を行うために要する経費	
(ア) 森林基幹道開設	本工事費等の7/10以内。ただし、市町以外に係るものにあつては、8.5/10以内
(イ) 森林基幹道改良	
(a) 幹線	本工事費等の6/10以内
(b) その他	本工事費等の1/2以内
(ウ) 森林基幹道舗装	
(a) 幹線	本工事費等の2/3以内
(b) その他	本工事費等の1/2以内
(3) 林道改良事業 森林管理道、林業専用道及び森林施業道の改良を行うために要する経費	
(a) 幹線	本工事費等の6/10以内
(b) その他	本工事費等の1/2以内
(4) 林道舗装事業 森林管理道、林業専用道及び森林施業道の舗装を行うために要する経費	
(a) 幹線	本工事費等の2/3以内
(b) その他	本工事費等の1/2以内
(5) 林道関連施設整備事業 林業用作業に利用する用地及び作業ポイント、接続路の整備を行うために要する経費	本工事費等の7/10以内
(6) 林道点検診断・保全整備事業 既設の林道について、トンネル、橋梁等の点検診断又は補修、更新等を行うために要する経費	
(ア) 林道点検診断	本工事費等の1/2以内
(イ) 林道補修、更新等	本工事費等の6/10以内

B 地方創生道整備推進交付金 地域再生計画に基づき林道の開設、改良及び舗装を行うために要する経費 (1) 林道開設事業 森林基幹道、森林管理道及び森林施業道の開設を行うために要する経費 a 林業生産の基盤及び生活環境の整備を総合的に行う林道整備 (a) 過疎、振興山村指定地域に係るもの (b) その他の地域に係るもの b a 以外の森林基幹道整備 c a 及び b 以外の森林管理道及び森林施業道整備 (a) 過疎、振興山村指定地域に係るもの (b) その他の地域に係るもの (2) 林道改良事業 林道の改良を行うために要する経費 (a) 幹線 (b) その他 (3) 林道舗装事業 林道の舗装を行うために要する経費 (a) 幹線 (b) その他 (4) 林道保全整備事業 既設の林道について、トンネル、橋梁等の点検診断又は補修、更新等を行うために要する経費	本工事費等の7/10以内 本工事費等の7/10以内 本工事費等の7/10以内 本工事費等の6.5/10以内 本工事費等の6/10以内 本工事費等の1/2以内 本工事費等の2/3以内 本工事費等の1/2以内 本工事費等の6/10以内	市町
--	---	----

別表 1(15)の表に次のように加える。

2	密漁防止普及啓発交付金	県内漁場における密漁防止対策の推進を図る。	密漁防止普及啓発に要する次に掲げる経費 1 看板、のぼり、ポスター等の制作及び設置に要する経費 2 メディア（テレビ、ラジオ、インターネット等）の活用に関する経費 3 その他事業の目的に資すると認められる経費	事業費の 1/2 以内	漁業協同組合、漁業協同組合連合会、公益法人及び漁業協同組合等が組織する団体（漁業協同組合連合会、漁業協同組合又は地方公共団体が構成員となる法人でない団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約を有しているものとする。）
---	-------------	-----------------------	---	-------------	---

別表 1(16)の表第 1 号の項 (C) の欄中「農山漁村振興に係る施設」を「農山漁村振興及び漁村整備に係る施設」に改め、同表第 4 号の項 (C) の欄及び (D) の欄を次のように改める。

1 地域水産物供給基盤整備事業及び漁港施設機能強化事業に要する経費 (1) 本土 (2) 離島	事業費の 50/100 以内
---	----------------

ア 外郭及び水域	事業費の 80/100 以内
イ 係留	事業費の 60/100 以内
ウ 輸送及び用地	事業費の 55/100 以内
エ 荷さばき所、漁港浄化施設 及び電源施設（防災・減災対 策に限る。）	事業費の 50/100 以内
耐震診断に当たっては、当該年度 に実施される工種の事業費で按分 し、各々の工種の補助率を乗じて算 定するものとする。ただし、事務の 簡素化を図るため、補助率の低い工 種に準じることができる。	
2 漁村再生事業に要する経費	
(1) 本土	
ア 漁港施設	事業費の 50/100 以内
イ 漁場施設	事業費の 50/100 以内
ウ 集落排水施設（下水施設）	事業費の 50/100 以内
エ 集落環境施設（防災安全施 設、雨水排水施設等）	事業費の 50/100 以内
オ 漁港環境施設	事業費の 50/100 以内
カ 地域創造型施設	事業費の 50/100 以内
キ 効果促進事業	事業費の 50/100 以内
(2) 離島	
ア 漁港施設	
(ア) 外郭、水域及び係留	事業費の 60/100 以内
(イ) 輸送及び用地	事業費の 60/100 以内
イ 漁場施設	事業費の 60/100 以内
ウ 集落排水施設（下水施設）	事業費の 60/100 以内
エ 集落環境施設（防災安全施 設、雨水排水施設等）	事業費の 60/100 以内
オ 漁港環境施設	事業費の 60/100 以内
カ 地域創造型施設	事業費の 60/100 以内
キ 効果促進事業	事業費の 50/100 以内
3 漁村整備事業に要する経費	
(1) 調査計画事業	事業費の 50/100 以内。ただし、津
(2) 漁業集落排水施設、水産飲雑 用水施設	波避難対策緊急 事業計画に基づ
(3) 漁業集落道	いて実施される
(4) 緑地、広場施設（地域防災計 画等に設定されている避難地 等）	避難施設その他 の避難経路並び に避難地の整備
(5) 集落防災安全施設	を実施するもの にあっては 2/3

4	漁港機能高度化目標に要する経費	以内 事業費の 50/100 以内
5	漁港機能増進事業に要する経費	
(1)	本土	
ア	漁港・海岸施設	事業費の 50/100 以内
(2)	離島	
ア	外郭及び水域	事業費の 80/100 以内
イ	係留	事業費の 60/100 以内
ウ	輸送・用地・海岸施設	事業費の 55/100 以内

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の農林水産部関係補助金等交付要綱の規定は、令和3年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 122 号

三重県屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和4年3月18日

三重県知事 一見勝之

三重県屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定の一部を改正する告示

三重県屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定(昭和57年三重県告示第313号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																									
三重県屋外広告物条例(昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。)第3条から第5条までの規定により知事が指定する区域及び区間を次のように定め、昭和57年7月1日から施行する。 1 (略) 2 条例第3条第1項第5号の知事が指定する区間(道路、鉄道等の禁止区間) (1) 道路		三重県屋外広告物条例(昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。)第3条から第5条までの規定により知事が指定する区域及び区間を次のように定め、昭和57年7月1日から施行する。 1 (略) 2 条例第3条第1項第5号の知事が指定する区間(道路、鉄道等の禁止区間) (1) 道路																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>禁止区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般国道42号</td> <td>1～5 (略) 6 紀北町東長島字柳ヶ谷地内の町道上1号線との交差点より尾鷲市の方向へ250メートルの地点から大紀町大内山河内地内の新長助橋まで 7～13 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県道 城ノ浜山居線</td> <td>全区間</td> </tr> <tr> <td>旧県道 多田ヶ瀬山居線</td> <td>紀北町東長島字城ノ濱3043番10地先から同町東長島字多田ヶ瀬3109番地の1地先まで</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	禁止区間	(略)	(略)	一般国道42号	1～5 (略) 6 紀北町東長島字柳ヶ谷地内の町道上1号線との交差点より尾鷲市の方向へ250メートルの地点から大紀町大内山河内地内の新長助橋まで 7～13 (略)	(略)	(略)	県道 城ノ浜山居線	全区間	旧県道 多田ヶ瀬山居線	紀北町東長島字城ノ濱3043番10地先から同町東長島字多田ヶ瀬3109番地の1地先まで	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>禁止区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般国道42号</td> <td>1～5 (略) 6 紀北町片上地内の町道上線との交差点より尾鷲市の方向へ250メートルの地点から大紀町大内山河内地内の新長助橋まで 7～13 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県道 多田ヶ瀬山居線</td> <td>全区間</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	禁止区間	(略)	(略)	一般国道42号	1～5 (略) 6 紀北町片上地内の町道上線との交差点より尾鷲市の方向へ250メートルの地点から大紀町大内山河内地内の新長助橋まで 7～13 (略)	(略)	(略)	県道 多田ヶ瀬山居線	全区間	(略)	(略)
路線名	禁止区間																										
(略)	(略)																										
一般国道42号	1～5 (略) 6 紀北町東長島字柳ヶ谷地内の町道上1号線との交差点より尾鷲市の方向へ250メートルの地点から大紀町大内山河内地内の新長助橋まで 7～13 (略)																										
(略)	(略)																										
県道 城ノ浜山居線	全区間																										
旧県道 多田ヶ瀬山居線	紀北町東長島字城ノ濱3043番10地先から同町東長島字多田ヶ瀬3109番地の1地先まで																										
(略)	(略)																										
路線名	禁止区間																										
(略)	(略)																										
一般国道42号	1～5 (略) 6 紀北町片上地内の町道上線との交差点より尾鷲市の方向へ250メートルの地点から大紀町大内山河内地内の新長助橋まで 7～13 (略)																										
(略)	(略)																										
県道 多田ヶ瀬山居線	全区間																										
(略)	(略)																										
(2) 鉄道	(2) 鉄道																										

鉄道名	禁止区間	鉄道名	禁止区間
(略)	(略)	(略)	(略)
J R	1～6 (略)	J R	1～6 (略)
紀勢本線	7 荷坂トンネルから大名倉トンネルより梅ヶ谷駅の方 向へ 500 メートルの 地点まで	紀勢本線	7 荷坂トンネルから紀北町名倉トン ネルより梅ヶ谷駅の方 向へ 500 メートル の地点まで
(略)	8～15 (略)	(略)	8～15 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
3～7 (略)		3～7 (略)	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

三重県表彰規則（昭和 25 年三重県規則第 38 号の 1）第 2 条の規定により、令和 4 年 1 月 15 日次の者を表彰しました。

令和 4 年 3 月 18 日

	三重県知事	一 見 勝 之
区 分	名 前	競 技
三重県スポーツ栄誉賞	前川 楓	陸上競技

三重県表彰規則（昭和 25 年三重県規則第 38 号の 1）第 2 条の規定により、令和 4 年 1 月 15 日次の者を表彰しました。

令和 4 年 3 月 18 日

	三重県知事	一 見 勝 之
区 分	名 前	競 技
三重県スポーツ栄誉大賞	原沢 久喜	柔道
三重県スポーツ栄誉賞	村上 和基	水泳（飛込）
〃	旗手 怜央	サッカー
〃	西田 有志	バレーボール
〃	高橋 侑希	レスリング
〃	土性 沙羅	レスリング

三重県表彰規則（昭和 25 年三重県規則第 38 号の 1）第 2 条の規定により、令和 4 年 2 月 25 日次の者を表彰しました。

令和 4 年 3 月 18 日

	三重県知事	一 見 勝 之
区 分	名 前	競 技
三重県スポーツ特別功労賞	衛藤 昂	陸上競技
〃	中村 匠吾	陸上競技
〃	岩野 夏帆	水泳（水球）
〃	成國 大志	レスリング
〃	南里 研二	セーリング
〃	原 希美	ハンドボール
三重県スポーツ特別賞	川口 智央	水泳（水球）
〃	金山 敦思	テニス
〃	稲垣 愛	バスケットボール
〃	増地 克之	柔道

三重県スポーツ優秀賞	三重県選抜	水泳（競泳）
〃	PEARLS	ラグビーフットボール
〃	三重県選抜	ボウリング
〃	川端 魁人	陸上競技
〃	川瀬 翔矢	陸上競技
〃	難波 暉	水泳（競泳）
〃	畑 翔太郎	水泳（水球）
〃	山田 凧航	水泳（水球）
〃	井上 雅	テニス
〃	吉岡 希紗	テニス
〃	松本 流星	ボクシング
〃	長崎 柊人	体操（競技）
〃	堀 孝輔	体操（新体操）
〃	太村 成見	体操（トランポリン）
〃	弓矢 暖人	レスリング
〃	稲垣 柚香	レスリング
〃	藤波 朱理	レスリング
〃	池田 健星	セーリング
〃	柳川 友章	ウエイトリフティング
〃	石立 真悠子	ハンドボール
〃	金子 広美	自転車
〃	宮本 春樹	卓球
〃	戸上 隼輔	卓球
〃	舟田 葵	空手道
〃	丸山 和成	クレー射撃
〃	潮田 小波	トライアスロン
〃	小坂 凜	スケート
〃	渡邊 祐佳	スキー
三重県スポーツ新人賞	三重県選抜	水泳（水球）
〃	県立四日市中央工業高等学校男子水球部	水泳（水球）
〃	県立四日市工業高等学校男子テニス部	テニス
〃	県立四日市商業高等学校女子テニス部	テニス
〃	四日市メリノール学院中学校女子バスケットボール部	バスケットボール
〃	小河 彪	陸上競技
〃	川村 嶺奈	水泳（競泳）
〃	五十嵐 唯愛	テニス
〃	丸山 愛以	テニス
〃	林 妃鞠	テニス
〃	高木 藍	体操（競技）
〃	松田 魁利	ウエイトリフティング
〃	仲川 晴智	ソフトテニス
〃	近藤 拓空	ソフトテニス
〃	長谷川 凜	剣道
〃	杉本 侑翼	スポーツクライミング
〃	伊藤 藍	空手道
三重県スポーツ特別奨励賞	西岡 良仁	テニス
〃	本村 直樹	ラグビーフットボール
三重県スポーツ奨励賞	眞田 将吾	テニス
〃	井口 姫愛	バスケットボール
〃	永福 歩暖	バスケットボール

三重県スポーツ奨励賞	深津 唯生	バスケットボール
〃	濱田 なの	バスケットボール
〃	鈴木 瑚香南	バスケットボール
〃	柚木 伸元	自転車
〃	森 奈央	スポーツライミング

林業種苗法(昭和 45 年法律第 89 号)第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり生産事業者として登録しました。
令和 4 年 3 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採取	精選	幼苗の 育成	幼苗以外の苗 木育成	
松農第 220 号	株式会社古家園 古家 孟 多気郡大台町栃原 1242 番地 20	○	○	○	○	株式会社古家園 多気郡大台町栃原 1242 番地 20

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、亀山市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 4 年 3 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類
亀山都市計画下水道
流域関連亀山市公共下水道
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年三重県規則第 84 号)第 12 条の規定により公告します。

令和 4 年 3 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 令和 3~6 年度 三重県消防学校清掃業務委託
- 2 担 当 部 局 三重県鈴鹿市石薬師町 452 番地
三重県消防学校 総務課
- 3 落 札 者 決 定 日 令和 4 年 3 月 3 日
- 4 落 札 者 三重県津市丸之内 24 番 16 号
タカノ商事株式会社 代表取締役 上山 博武
- 5 落 札 金 額 入札価格 43,848,000 円
契約金額 48,232,800 円
- 6 決 定 手 続 総合評価一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和 4 年 1 月 7 日

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年三重県規則第 84 号)第 5 条の規定により公告します。

令和 4 年 3 月 18 日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

指導者用情報端末 1,558 台

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

令和4年12月23日（金）まで

(4) 納入場所

調達説明書（仕様書）で指定するとおりとします。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和4年4月11日（月）15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4) 本案件の仕様に対し供給する機器の型式・機能等を示した「仕様（機能）証明書」

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 高校教育課 高校教育班（担当：稲濱・上村）

電話 059-224-3002 ファクシミリ 059-224-3023

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和4年4月28日（木）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
令和4年4月18日（月）までに通知します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年4月28日（木）15時まで
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和4年4月28日（木）15時
なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して令和4年4月28日（木）15時までに到着するように郵送してください。
送付先
〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県教育委員会事務局高校教育課 高校教育班（担当：稲濱・上村）
案件名 三重県立高等学校指導者用情報端末の購入
- (7) 開札の日時及び場所
日時 令和4年4月28日（木）15時30分
場所 三重県津市広明町 13 番地
三重県教育委員会事務局高校教育課 高校教育班
- (8) 入札方法等に関する事項
ア 入札書の記載
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。
イ 入札保証金
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
ウ 契約保証金
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
エ 落札者の決定方法
落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
オ 入札の無効
本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつ

た者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

- (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 契約書作成の要否

要

- (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

- (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手續に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手續（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手續において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手續の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Purchase of information terminals for leaders in Mie Prefectural high schools.

- (2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, April 28, 2022.

(Submission by registered mail)

Bids will be returned to the sender after the 10-day post office retention period. In consideration of the number of days, please mail your bid so that it arrives by April 28, 2022.

- (3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Thursday, April 28, 2022.

- (4) Managing Authority :

Senior High School Education Division, Mie Prefectural Board of Education

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3002

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
